

平成 20 年 度 第 10 回

八王子市スポーツ振興審議会
総合体育館基本方針・基本計画に関する小委員会
会議録

日 時 平成 21 年 1 月 26 日 (月) 午後 7 時 30 分
場 所 八王子市役所議会棟 第 5 委員会室

第10回スポーツ振興審議会

総合体育館基本方針・基本計画に関する小委員会日程

- 1 日 時 平成21年1月26日(月)午後7時00分
- 2 場 所 八王子市役所議会棟 第5委員会室
- 3 議 題
1. 基本方針・基本計画策定をまとめるにあたって残されている課題
 2. その他

八王子市スポーツ振興審議会委員

市内スポーツ関係	長 田 正 美
	澤 本 則 男
	西 澤 敬 司
	丸 山 正
学 識 経 験	和 田 喜久夫
	浪 越 一 喜
公 募	川 井 昂
	鴨 川 康 史

【午後7時00分開会】

澤本委員長 皆さんこんばんは。明けましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願いたします。

定刻となりましたので、ただいまから、第10回「総合体育館整備基本方針・基本計画策定に関する小委員会」を開会いたします。

ただいまの出席委員数は8名です。野口委員から欠席の連絡がありました。出席委員が過半数に達しておりますので、本委員会は有効に成立しております。

本日は、運営面についての取りまとめを行っていきたいと考えております。資料はお手元の配付のとおりです。なお、資料が多いので途中で区切りながら進行してまいります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。まず、A4の資料から説明をさせていただきますが、ここについては、ちょっと中間まとめの構成を変えた部分がございます。と申しますのは、中間まとめのところで市民体育館の改修なども触れてあるのですが、一番最後のところ、その部分に既存施設の再整備というような形でつけ加えていこうという考え方です。

それから、ここについてもそうですし、この先も全部そうなのですが、今回お示ししてある内容は、新しい内容は1点だけです。それについてはまた後ほど説明させていただきます。これはもうすべてご議論いただいた内容をまとめ直したものでございますので、ポイントポイントをご説明させていただいて、私どもの方のまとめに間違いがないかどうか、それで大丈夫かどうかということを確認していただきたいというのが今回の趣旨でございます。

それでは、まずパブリックコメントの後、再開しまして最初にご議論いただいたのが、狭間スポーツ広場の再整備ということで、全部説明していますと非常に長くなってしまいますので、ポイントだけいきますが、狭間スポーツ広場については、その真ん中に表がございますが、人工芝のグラウンドに整備して臨時の駐車場にも使えるようにした方がよいと、そういうご提案をいただいたということで、その旨書かせていただいております。

それから(2)の市民体育館の改修については、利用率の低い会議室については改修を施す。それで、レクリエーション活動にも可能な施設として使い方を方法を変えていきたいと思いますということが1番目。それから2番目に、今余り使われていない第2競技場の隣の諸室ですが、これを改造して競技場の数をふやすというご提言をいただいております。

それから(3)ですけれども、前回いただきましたご意見をここに載せさせていただきました。甲の原体育館は大会会場にもなっているにもかかわらず、駐車場がちょっと少ないというご意見をいただきましたので、甲の原体育館、できるかどうかは別にいたしましても、駐車台数をふやすような検討をしてくださいという提言をここに書かせていただいております。

次にめくっていただきまして2ページ目なのですが、いよいよ運営の方法ということで、大きな1番、役割を果たしていくための使用基準というところで、真ん中辺に太い字で書いてありますが、既存各施設で対応できる分野については、今までどおり既存各館が対応して

いく、これが大原則です。ただし、現状、もう施設が足りないということがございますから、それにあわせて新体育館の方を使っていきましょうということで、恐れ入ります5ページに絵をつくっておきましたので、原則として新体育館を使う、これについては今までの施設にはできない分野、新体育館の特徴を生かした分野ですね、広いフィールドですとか、たくさんの観客席、こういったものを生かした使い方、これは新体育館にしかできませんので、これは原則新体育館です。

それから、前回説明させていただきましたが、市民体育大会の卓球とか、あるいはバドミントン、これについては新体育館のメインアリーナ、1カ所でやることで主競技場と分館競技場、2つを空けることができる。こういうふうには有効な活用ができる場合は新体育館です。

それから、今市民体育館が行っている一般開放事業のうち、特に球技系のものですね、それについては新体育館です。それはどうしてかといえば、現体育館では一般開放事業、個人向けの事業と、地域団体への面貸しの事業、これ両方を両立させることができないので、その部分について新しい体育館で受ければ、現体育館が面貸しに非常に有効に使うことができるという考え方です。

それから4番目が、既存各館では賄いきれない場合、1日に3大会の開催要望があれば、当然新しい体育館を使わざるを得ないということです。

その下の部分に書いておきましたのが、今までの施設で対応できる分野については、先ほど申し上げたとおり、できるだけ今までの施設で対応していく。地域団体の日常の活動、それから市民体育大会、スポレク大会、これについては原則、今ある施設で対応していく。それからそのほかにもフィールド面積、観客席、これが今ある施設の規模で対応できるものは極力今の体育館を使う。さらに、前回ご議論いただいたとおり、今の体育館でやっている個人参加型の一般開放事業については、残した方がいいものがあるということで、それについては現体育館で継続していくということです。

5ページのその下については、各施設の特徴づけです。これにのっとった観点で、例えばそこに書いてあるメインアリーナは位置付け・役割は「みる」「みせる」競技場です。だから、「みる」「みせる」ための設備を充実させて、それにのっとった使い方をしていきますという、これはご議論をいただいた部分で、それをまとめたものでございます。

同じように各施設についてご説明させていただいておりますが、この中で2つ説明させていただきたいと思うのが、6ページのサブアリーナの使用原則の3つ目、今の体育館でやっている球技系の一般開放事業についてはサブアリーナが一番適している。けれども、新しい体育館にはメインアリーナ、サブアリーナ、多目的室と、3つのいろいろなことができる施設があるという中で、様々な一般開放事業を展開していただきたいと思いますということをここに書かせていただきました。

それからその下の 多目的室の使用原則の2つ目、上のところで類似の施設がないので多目的室については一般開放事業と、それから面貸し事業を両方やっていかざるを得ない。本来であれば分けられれば一番いいのですが、そうもいかないののでやっていかざるを得ない。そう

した中で、では一般開放事業と、それから面貸しの事業をどうやって両立させていくか。それについてこの間、ご提案させていただいた内容を書かせていただきました。同じ日に一般開放事業と、それから面貸しと、時間帯を分けてやるよりは、この曜日については一般開放、この曜日については面貸しと、そういう分け方をした方が一般開放の利用者にも、例えば月曜日は一般開放だから、私はこの教室に通うとか、それから火曜日が面貸しであれば面貸しを利用する団体がたしかあそこは火曜日だったよなということで、非常に取りやすいであろうと。そういうことで、曜日を分けた方がいいであろうと。

さらにもう1つ、この間ちょっとご了解いただけていないのですが、日曜日にはメインアリーナ、サブアリーナ、両方で大会を開く可能性がございます。そうしますと、日曜日の一般開放の行き場がなくなってしまいますので、7ページの上段の部分なのですが、多目的室の日曜日は一般開放の日にしてはどうかという提言をここにさせていただきました。そうすることで日曜日にメインアリーナ、サブアリーナ、あるいは現市民体育館、全部が大会でふさがったとしても、一般開放事業をする場所が確保できると、そういうことでございます。

それから、7ページの(2)からですが、この中では、第2競技場の使い方について、の3行目からですが、ちょっと歴史を調べさせていただいたのですが、やはり第2競技場は市民体育館オープンのお話をしてから初めから卓球場として使われていたようでございます。ただ、皆様方のお話を伺った中、それから利用実態を調べた中で、やはり曜日、あるいは時間帯によっては非常に利用率が悪い時間があるということが1つ。ただし、また市民体育館の方にも確認したのですが、実は火曜日と金曜日の午前中、ここについては非常に活動が盛んでございまして、入りきれないような状況になっているということが確認が取れました。ということで、その2つをあわせて第2競技場の使い方については、それから隣の新しくできる卓球台4台の場所での卓球の一般開放の状況をみながら運用をしてはどうかというのがここでのご提案になります。

それから、7ページの一番下のところですが、ここについても確認事項として掲載させていただいております。先ほど説明したとおり、会議室については、今の第2、第3会議室はレクリエーション室として運営、それから第1会議室と応接室とを1つの部屋に改修して、会議室兼用のレクリエーションホールとするということで、これはご議論をいただいた内容をここで念のため掲載させていただきました。

めくっていただきまして8ページでございます。8ページは今までのまとめを表にさせていただきました。今説明したような内容をここに全部表にさせていただいております。左の上の新しい体育館のところにつきましては、新しい体育館の特性を生かした使用方法というのは何かというのをまとめてあります。2大会を同時に開催できるとか、非常に広い、あるいは一般開放に多様な一般開放をすることができます。それから、まだ設計はできてないのですが、今までの議論の中で、メインアリーナについてはロッカーとか楽屋の設備もちゃんとしたものにして、本当にみせる、そういうことができる施設ということでご議論いただきましたので、それらについても書かせていただいております。

あとは今まで説明した内容を、またあとで一般開放の内容などと含めて説明させていただきます。

9ページです。今まで各館、各施設の使い分け、原則論を述べてきたわけですが、ここから各論部分に入らせていただきます。では、原則を踏まえた中で、現実に新しい体育館の施設の貸し出し業務がどういう形になるかというのをフローで示させていただいたのがここからになります。

まず、スタートと書いてございますが、その下で予約受付ですね、最初の予約受付は、特定の要件を満たす大会・イベント、特定の要件というのは何かというのは、その右下に書いてございます。点々の囲みをごらんいただきたいのですが、前回、ご議論いただきました内容でございます。まず、大会・イベント共通の要件といたしまして、新しい体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、その両方を使う。そういうものについては一番先の予約受付の対象です。それから大会について言えば、日体協、都体協、それから日本レクリエーション協会に加盟する団体が主催するもの、それから都大会レベル以上の中体連、高体連の大会、それから観客数が多いもの、実はこれ前回700と書かせていただいたのですが、こういったみる、みせる、ハイレベル、そういった大会の中でひょっとするとサブアリーナだけでいいという大会があるかもしれないので、504、今の市民体育館を超えるものという形で訂正させていただいております。

それから次、イベントの部分ですけれども、イベントの部分はその囲みのすぐ左を見ていただきたいのですが、新しい体育館は市民のスポーツ需要に应运っていくための施設であり、プロスポーツとか、スポーツ関係の催し物であれば、これはいいのですが、それ以外のイベントについては極力入れたくない。入れたくないというちょっと語弊がございますが、できるだけそういうスポーツのイベントを優先していくということを考えておりますので、この部分でイベントに若干の縛りを入れようというのが、その四角の囲みの中のイベントについての条件でございます。1番目が観客数が700を超えるスポーツイベント、要はメインアリーナを使うものだけです。2番目が2,000平米以上と、これも同じくメインアリーナを使うものだけです。3番目は、南口にできる新しい市民会館では対応できないものという中で、これがどうしてこういう縛りにしたかといいますと、前回もご説明いたしましたが、第2回目の日程調整会議で施設を押さえられなかった団体、その団体の方々にサブアリーナを利用させていただくためには、極力サブアリーナをあけておきたいと。そういうことで、メインアリーナを使う、あるいはメインとサブ両方使う、そういう大会については先に優先権を与えますが、サブアリーナだけを使うという大会はいいのですが、サブアリーナだけのスポーツ以外のイベントというのはここで排除してしまおう、そういう考え方です。

そういった大会の予約をまず最初に受けまして、それらの大会については先着順、受付順ということで考えておりますので、それは受け付けた段階で確定していきます。それがその日程調整の期間の中の第一次の日程確定という部分です。さらに、ここには示してございませんが、ここに市民体育大会の日程調整会議の結果、それから2回目の日程調整の結果、要は市民

のための大会の結果を入れまして、第一次の日程を確定して、そこに一般開放事業の日程を入れて、それで当初の日程を確定しよう。そのあとまだ余りがあればそういった特定の条件を満たす大会についての日程を入れていこう。そこで日程調整が終わった段階で、今度は通常のフリーの大会・イベントの要件を入れていく。それが終われば、今度は現行の予約システムによる予約受付をしますという考え方です。

澤本委員長 途中で説明を中断しますが、今までのところで、各委員の考えやご意見を伺います。

何かございますか。

委員 皮切りに、では、ちょっと気になっていたことで。

まずこのページでも、たくさんあるからどこでもいいんですが、8ページにまとめがありますので。新しい体育館の主たる使用方法なんですね。スポーツですから、確かに、する、見る、支えるなんていう言い方があるんですけども、見るというのは一般的に言うと全国大会の一流の選手が競うのを見る、あるいはプロのそういうスポーツイベントを見る、あるいは世界大会とかと、そういうあたりが見るということになるのか。スポーツは見るという中に、するということも当然入っているのだろうけれども、これは主たるとなっているから、みる、みせるということが中心になっていくんだけど、基本的には従来の体育館ではとても足りないもので、もっと広いところもほしいということで、見るというのを当然もちろん入っているのだけれども、みる、みせるというのが主たるといっても、どうしてもそこは何か一流の選手を呼んでこないといけないみたいなイメージがどうしてもあるので、この辺の表現がこれでいいかどうかというのがちょっと引っかかっているところがあるのですよ。

やっぱり体協もそうだと思うのだけれども、自分たちが使うということが、使えるということが第一義的には大事なことなのですね。でも、すると言っちゃうと、じゃあ観覧席なんかなくてもいいんじゃないかなとなるから、やっぱり見ることができる、要するに、ことができる、ふだんは自分たちで使えるけれどもいざとなれば全国大会もできる、あるいは国際大会だってできるという、そういう体育館にしようという意味なのだよね。うっかりすると、見るためのアリーナにするのかとなるから、その辺の表現をちょっと工夫が必要かななんて、ちょっと気になったので。その点が1点。

事務局 今、委員からすばらしいお言葉をいただきましたので、「ことができる」、入れたいと思います。

澤本委員長 今のは、「ことができる」ではなくて、「する」というような意味も入れたいということですよ。そうですね。

委員 そうです。

事務局 ですので、みる、みせる、ことができるという。

澤本委員長 ことができる、それでいいですか。言葉として「する」ということを。

事務局 ただ、「する」につきましては、空いている場合と下に書かせていただいたのですが、主たる使用方法の下の部分に、空いている場合には一般開放事業、または面貸しに使

いますということで、ではそこをもう1回表現を練り直させていただいて、そうしたら、みる、みせるの場合は大会・イベント、する場合は空いている場合に一般開放を面貸しと……。

澤本委員長 体育館というのは、本来は原則的にはスポーツをするのための体育館であるという原則論からきて、この体育館の市役所側の考え方は、大会をうつために体育館をつくって、みる、みせるというところに力が入っているから、最初からずっとそういうスタンスなのですね。私たちスポーツをする側から見ると、ちょっと違う感覚でいたのですが、ここでしっかり「する」という言葉を入れてはいかがですかという、そういうことに私は受けたのですけれども、どうなのですか。

委員 確かに。実はもう1つ引っかかっているところがあって、それはイベントの問題なのです。実際、大きな施設を持っているところの状況を見ると、確かに大きな大会もあるけれども、それは年間通じてずっと大会をやっているということはまずないのです。そのときに、ではそれを経営上どうするかという、かなりイベントなんかを入れているのですよ。そうしないと、実際に今度は経営ということになると大変なんですね。例えば、スポーツイベントに限るというふうにした場合、スポーツイベント、それだけ呼んでこれるかと言うと、なかなかそれも大変なので、もうちょっとラフに考えていいんじゃないかと私は思っているのです。

そういう中で、やっぱりメインアリーナも基本的には今までの体育館は狭いというのもあるし、それから、もうとにかく土・日については全く望んでも取れない、会場が取れないということもあるから、やっぱり「する」ということでメインアリーナにしてもサブアリーナにしても、「する」という機能はやっぱり大事にしたいというように思うんです。ただ、今までの体育館ではみるとかみせるという機能がないのですよね。全くない、観覧席もちょっとしかないし、全くないので、やっぱりそういう意味ではここに書いてあるように、みるとか、みせるという機能を入れていきたい。基本計画としてはこれでいいと思うのだけれども、実態としては委員長も言っているとおり、やっぱりするという、いい体育館ができたけれど、自分たちに全然使えなくて、プロの人しか使えないというようなイメージではなくて、もちろん大きな体育館で経営をしていくということになったら、大きな大会をやって、市民に見ていただくということは大事な要素なのだけれども、でも、いつでも大会をやっているわけではないから、自分たちも使えるという表現が欲しい。我々はここで論議しているからよくわかるんですね。全然問題ないんだけど、第三者が見たときに、これ、みる、みせるだけかなというような印象を受けてしまうかなという、ちょっとそんな感じがしたので、表現の仕方というか、検討してもいいかなとちょっと思いました。

事務局 申しわけございません。ちょっと変なところで切ったせいもあるんですが、実はここまでの部分というのは、原則という考え方でお示しさせていただいております。委員にご心配いただいたことは、こちらの方でも真摯に受け止めて対応させていただきますが、その後、これからちょっと先に説明を取ってある部分、各論の部分でイベントが絶対だめとか、そういう運用の仕方はしないつもりであります。ですので、ここまでの部分についてはあくまでも原則、原則こうですと、その原則にのっとっての実態はこうですという説明、それはどういうことか

と言いますと、予約の時期、そこで差をつけるために原則をお話しさせていただいた。原則を踏まえた各論の中で予約の時期に差ができていきますと、その前提、ちょっと前提が長過ぎたというのがございますが、その原則を踏まえた中で予約の時期に差がついていく、そういう考え方でございます。

澤本委員長　ほかにこのことでご意見のある方いらっしゃいますか。

委員　意見というよりも、この書いてある順番なんでしょうけれども、9ページの左下のところに、「新しい体育館は市民のスポーツ需要に応えていくための施設です」という、この2行が最初にあると、何かすべてが丸く、この次に入って行って、「そうなんだ」というふうになると思うので、もし最初にこの新しい体育館はどうして作るのといったときに、この2行が初めにくると次に入りやすいかなという。以上です。

澤本委員長　あの体育館をつくって下さいという一番最初の要望というのは、やっぱり市民スポーツを盛んにしたいということで体協から要望書が出ているし、市民の方もそこが重点であるということでは一致しているわけですから。委員はこの2行を、どこへ。具体的に。

委員　もし具体的にいくのであれば、2ページの新しい体育館、運営というとおかしいな。一番初めかもしれないな。前書きかな。

澤本委員長　しっかり先に決めを入れていくと。

委員　そのために周りのスポーツ広場であるとか、既存施設であるとかというのを、こうやっていくという、というのがそのためにこうしていくんだというのがあるといいかなというふうに。

澤本委員長　事務局、いかがですか。

事務局　ご意見いただきましたので、もう一度どこに入れるのが一番ふさわしいか、場所を探して、また皆様方にご提案いたしたいと思います。

澤本委員長　あと何かありますか。今のことに関して、まずは皆様のご意見を。

私の方から、ちょっと気がついたのですが、7ページの一番上のところで、日曜日はメインアリーナ、サブアリーナで各種大会、イベントを開催することから、アリーナを使用する一般開放事業が難しいというときには、多目的室を使用すると書いてありますけれども、これは附則で出ているのですか、前にこんな審議しましたか。

事務局　それは今回つけ加えさせていただきました。

澤本委員長　これで皆さんはご承知ですか。要するに多目的室を優先的にということになりますよね。

事務局　日曜日だけということになります。

澤本委員長　これでよろしいですか。

委員　これは新しい体育館ができて、やっぱり少し回っていかないと、どのようになっていくかというのは、ちょっとここでは読みきれないのですよ、正直なところ。だから、このとおりでちょうどいいのか、それともちょっとこれは、これではちょっとまずいかなというのは、少し回っていくと、例えば1年か2年やってみると、ある程度需要と供給というのが出てきて、

これはちょっと変えなくてはまずいなというのが出てくるのだけれども、今の段階では、ちょっと今までと比べたらかなり場がふえて、市民にとってはスポーツをする機会がふえるだろうというのは予想できるけれども、要するに会場がどこが混んでどこがすくかということは、ちょっと今の段階でははっきり言えないので、とりあえずこれでスタートしてみて、申請の状況とか何かによって変更していく必要があるだろうというふうには思います。

澤本委員長　このことでほかにご意見ありますか。

それでは、再考というか、一応文字は入れておいても再考の要素ありというところで、よろしいでしょうか。

あとは、今までのところ何かありますか。これは大体今まで決めてきたことのダイジェストですから、そんなに問題はないと思うのですが、新しく入ったところだけちょっと今聞いてみたのですが。それでは、発言がないので先に進行します。

事務局　それでは、10ページから、今度は具体的な部分になりますけれども、では、先ほどの流れに沿って具体的に大会・イベントの日程をどう決めていくかということを書いてみたのが、ここのいろんな形が入っているフローでございます。先ほど説明いたしましたとおり、特定の要件を満たす大会・イベントであれば、そのひし形の下に進みます。日程は先着順、受付時に順次確定していきます。そうでない大会につきましては、右側の矢印にいて、日程調整会議で翌日の日程を決めるもの、さらにそれでもないとなれば、また右側の矢印に、右側にいくという形でございます。

大きな大会等につきましては先着順で決めていきますが、切れ目を入れまないと、市民の方の使う、市民の方のための大会を入れるところなくなってしまいます。ですので、日程調整会議で翌年度の日程を決めるもの、これには市民体育大会、市民スポレク大会、それから八王子の市民の活動としての大会、この3つ、必ず守らなければいけないだろうと考えられる大会が、今の日程調整会議で既存施設の日程を決めているものでございます。ですから、この日程調整会議の結果、今までどおり日程調整会議をやっていただいて、既存施設を決めていただきますが、それで取れなかった、確保できなかった団体、それについて新体育館で受け入れていく、そのための流れ図でございます。ですので、基準日として真ん中のひし形用意してございますが、1回目の日程調整会議の日、ここを切れ目にいたしまして、日程調整会議の方は市民体育大会は基本的には既存施設で今までどおりやっていただきますが、新しい体育館を使った方がいい種目が幾つかございますので、その日程を決めていただいて、新体育館の方の日程を押さえてしまう。

そうした中で、既存施設の市民体育大会、スポレク大会、それから新体育館を使う市民体育大会、スポレク大会の翌年度の日程が決まります。それが第一次の確定作業ですけれども、それを待ちまして、今度は翌年度の一般開放事業の日程を決める。一般開放事業の日程は、それなりに前に決めまないと、周知して人を呼ぶということができませんので、ここで一般開放事業の日程を決める。ただし、その後、2回目の日程調整会議がございます。2回目の日程調整会議で既存の施設を取れなかった団体には、サブアリーナを使っていたきたいと考えており

ますので、2回目の日程調整会議の結果をそこにぶつけまして、もし一般開放の日程が多少でもずらせるものであれば、そこは融通を利かす形で調整をしていく。そうした中で、翌年度の大会・イベント、それから一般開放の日程を決めてしまいます。そうすると、その段階で守らなければならない市民の活動というのは、守れるであろうと考えております。

そこで、さらにまだその特定の要件を満たす大会・イベントの追加の申し込みがあった際に、その日程調整期間の間にその追加の特定要件を満たす大会の日程をすき間に埋めていく。それをいつまでやるかというのがその基準日の10月1日ということになります。その10月1日の基準日から、今度はフリーになりますので、そこから一般的な大会・イベントの予約を受け付けて、それが済んだところで現行の予約システムに移行していきますというのが流れでございます。

それで、大きい方の紙をちょっと見ていただきたいのですが、ここで下段の矢印がついている方をごらんください。今の流れにのっとって、大会・イベントの予約を入れていくとすると、どういうことになるかというのを書かせていただいたのが、その絵でございます。それで、特定の要件を満たす大会・イベントの受付時期をいつからにするかと、前回ご議論いただいたのですが、明確な結論は出ておりませんでした。ここでとりあえず3年度前というご提案をさせていただきます。3年度前ということは、3月31日で考えますと、ほぼ4年前ということになります。ですので、そこからということであれば、すべてはいけるのではないかなということと考えておまして、先ほどの基準日の1回目の部分を超えて、10月1日までの間に日程調整をするということなので、それについては3年度前から9月30日まで。この間に使用年度の予約を入れてくださいということです。

それからイベントについては、二通りあるであろうということで、日曜日は大会に使うことが多いので、日曜日のイベントについては先ほどの考え方とおり、できるだけ期間を絞った形。日曜日以外のイベントについては、これはむしろ使っていただいた方がいいので、できるだけ早いうちから予約を受け付けてしまおうということでございます。

それで、その次が今回一番ご承認をいただきたいと思っている日程調整会議なのですけれども、日程調整会議、現状は市民体育大会が10月、それからその他の大会が11月という形になっているんですが、ここを3カ月早める。3カ月早めることで、早くに市民の活動を確保してしまいたいというご提案でございます。と申しますのは、一般的な大会・イベントの受付を10月1日からにすると、一般的なイベントはちょうどいいんです。一般的なイベントは大体1年半から1年前に日程が決まるということなので、一般的なイベントを10月1日からにしたいんです。そうしますと、それより前に市民の方の活動を確保するには、日程調整会議の日程を前に倒さないとならないと。そういう考え方で、今やっている日程調整会議の日程を3カ月ばかり早めることができないのかなと、そういうご提案でございます。

澤本委員長　大分核心にきたのですが、いかがでしょうか。

まず、特定要件を満たす大会・イベントのところ、3年前というような、たしか議論をしたのだけれども答えが確かに出てなくて、今、事務局提案ということで3年前と出ていますけ

れども、このことについて、まずいかがでしょう。

委員 実際にあった例を挙げてちょっと考えたいんですが、実は全国レクリエーション大会というのが、実は静岡県で行う予定だったのが、諸般の事情があって、この年はできないという県の事情があって、静岡県ができなかったらできないときはどうするかというと、東京がやるのですよ。1年前になって、東京がやるということになったわけですよ。1年前になったら大体どこもふさがっているんですよ。東京体育館もふさがっている、代々木の国立体育館もふさがっている。たまたま代々木の体育館はライブだったかなにか、そういうイベントだったんですよ。そうしたら、あそこは優先順位がスポーツが1位、最優先なのです。さらに優先順位があって、日体協と日レクはその中のまた第1位なのです。なんとそのイベントをカットして入れてくれたのです。1年前なのです。

通常は2年前に申し込むのですけれども、まさにそれは緊急なんですね、会場を押さえないと大会ができないものですから。お借りすることができたのですけれども、3年前と決めちゃってどうかなと、ちょっと心配がある。大体どこも2年前に決定するという。

事務局 3年前でなければいけないということではありませんで、ここをちょっと表現が。この矢印の間はずっと申し込めるということで。

澤本委員長 今、副委員長が言われたのは、イレギュラーなことなので、毎回そういうことが起きるということは想定しにくいので、この矢印の中で予約をしていただければいいということ。その辺でよろしいですか。3年前で。

では、そういうことに決めさせていただきます。

もう一つ、上の欄の真ん中の日程調整会議なのですが、全体の流れの中で、例えば市民体育館、今ある体育館が使えなかった人を救済するために新しい体育館の方に使わせるという全体的な意味の中から、現在、10月の第1回の調整会議を、7月ぐらいというんですけれども、これどうですか。

委員 できないことはないですね。大体8月にまとめているんですよ。一応、そうすると間に合う。それを1カ月、だから。

委員 これ逆に個々の団体にするといいんじゃないですか、その方が。ちょっと早くわかった。

澤本委員長 市民体育大会なんかはもうほとんどスムーズに、全然もめごとないのですよ。レク協さんも多分ないんで、月がただ上がるだけの話ですから、これは問題ないので、7月のうち、末日あたりぐらいまでに調整をしていただければ、これはオーケーじゃないかと思います。

第2回目の調整会議、これが8月と書いてありますけれども、夏休み期間でなかなか調整しにくいのではないかと思うので、9月の初めあたりにやっていただければ、10月の調整会議には間に合うのではないかというふうに思いますけれども。これは皆さんの意見なんですよ。市民団体の調整会議ですから、8月にやるか、私の提案で9月初めあたりではいかがですかということで、どちらかご意見をいただきたいんですが、11月にやっているのは間違いなく前倒してやりたいということなんですが、この辺いかがですか。

委員 間に合えば。8月でなければ間に合わないという、物理的に無理だというのはしょうが

ない。

澤本委員長 事務局さん、どうですか。

事務局 間に合わないということはない。少しでも前の方が市民の方にとって有利にはなりますが、そうじゃなきゃだめというわけではありません。ですが、こちら10ページの方のフローのこの部分ですね。1回目は今お決めいただいた7月末ぐらいで構わないと思うのですが、2回目、この矢印が入るまでの間、この期間が短ければ短いほど市民の方にとって有利と、そういうことです。

澤本委員長 大体今までの調整会議を見てますと、調整が難航しても大体その日のうちには収まっているので、それが長引いて次週なんていうことは今までないので、大体9月初めでも何とかなるんじゃないかと。なるべく初旬にやっていただくと。集まりの悪いときよりも集まりのいいときで、初旬にやった方が親切なんじゃないかなとは思いますが、いかがですか。事務局、いかがですかね。

事務局 よろしいんじゃないですか。可能であれば、そちらがいいと思います。

委員 大きなイベントの前に翌年度が決まっていると楽というのがありますよね。もし体育大会の開会式の前ぐらいに終わっていると、皆さんに来年度の予定が伝えられるなんていうのもあるかもしれないですね。

澤本委員長 開会式は大体9月の第1の日曜日なんですよ。だから、それにはもう間違いなく1日から5日までの間がありますから。

委員 ただ、2日が日曜日だとすると、とかという巡り合わせがあるから。

澤本委員長 あと、知らせ云々かんぬんよりも、初旬に設定してもらって調整会議ができれば、それでいいんじゃないですかね。よろしいですか。それとも8月がよろしいですか。

委員 8月やったって、みんな来るんじゃないですか。

澤本委員長 そうですかね。

委員 取りに来ますよ。何が何でもという。

澤本委員長 8月の根拠はあるんですか。

事務局 特に根拠があったというよりは、先ほど申し上げましたとおり、10月1日からさかのぼっていくと3カ月前かなと。そうすると、1回目が10月なので7月、2回目が11月なので8月と、そういうふうに単純にです。

澤本委員長 とにかく10月の1日までに決まっていればいいということでしょう、内容的には。ですから、できたら9月にやってもらえば、団体の出席率も上がるような気がしますけれども。

よろしいですかね、そのぐらいで。9月初旬ということ。

私たちも利用者側とすればそう思っていますけれども。

委員 では、それでも物理的に問題がなければ。

澤本委員長 では、そういうことで9月の初めということでもよろしく願います。

あと、この表のことについて何かありますか。そうすると、区分の下の方のところ、やっ

ぱり市民団体主催の大会・イベントも8月と書いてありますけれども、これも変えるようですね。

あと、ほかにご意見がありますか。ほかのところでも。

なければ、また事務局の方から説明をお願いします。

事務局　それでは、最後、11ページになりますけれども、一般開放事業について触れさせていただきます。

皆様方のご意見をいただきながら、この新しい体育館のことを考えていて、やっとここにきょう気がついたんですが、やはり新しい体育館の本当に意義は、まず1つは当然、大会・イベント。それからもう1つは、個人参加型の事業であろうと思います。というのは、今までは施設がなかったので、どうしても団体優先、それは当然の対応なんですけれども、ということで個人参加型の事業がどう考えても八王子市としては立ちおけているであろうと。

それで、ここで一般開放事業について触れさせていただきたいということで、それについてはこの間のパブリックコメントの結果、それから、この間市民体育館でアンケート調査をした、そのアンケート調査の結果についても意見が反映されておりまして、個人参加型のプログラムを充実してほしいという、かなり多くの市民の方からのご意見が寄せられております。

そうした中で、じゃあどういふふうに個人参加型のプログラムを充実させていくかということで、のところでございますが、これは今主競技場で行っている一般開放の状況でございます。これにつきましては、午後の部分、球技系のもの、ミニテニス、ネオテニス、バレーボール、ソフトテニス、バスケット、バドミントン、これについては基本的に新しい体育館のサブアリーナにお引越しというふうに考えております。

それから、午前中の部分、エアロビクス、ストレッチ、エアロビクスとございますが、これについては、個人参加型の事業を充実させていく、そのためにはこれは現体育館に残すと同時に、新しい体育館でも一緒に打つべきであろう。そこについては当然料金設定の問題、それからレベルに応じた教室の展開、いろいろありますので、そこはちゃんとすみ分けができる形で両方でやる形で個人参加型の事業を充実させていくべきであろうと。そういうふうに考えております。ただ、それにいたしましても、現体育館で行っているエアロビクス、ストレッチ、ちょっと問題がありますので、そこについては改善を願いたいという提言をここに書かせていただいております。開館が9時でエアロビクス、ストレッチが10時から。コマ割が3時間単位ですので、どうしても9時から10時の時間帯がムダとなる形になります。ですので、この部分について3分の1コマ料金のようなものを設定するなり、1時間でもいいという方に、どのみち今、誰も使えずにムダとなっているのであれば、利用率が低くても使ってもらった方がいいわけですから、そういったことも含めた中で利用時間について検討してください。そういうことをここに提言させていただいております。

それから、新しい体育館は非常に大きいので、ここに書いてある球技系のものが引越したとしても、その中でもっといろいろな使い方ができる。例えばミニテニス、ネオテニスと卓球と一緒に半分ずつやるとかという可能性はございますので、このまま新しい体育館ができたの

に種目が減るとかというのでは本末転倒ですので、ここについては種目をふやすようなことも検討してはどうかという提言をさせていただいております。

それから、 のところ、先ほども説明いたしましたけれども、新しい体育館のメイン・サブ、それから多目的室、非常に多様な事業を展開する可能性を秘めております。その使い方、いろいろなことを検討した中で、スポーツプログラムを充実させてくださいということを、この小委員会の意見としてここに載せさせていただいております。

最後、12ページですけれども、ではどういうことがあるかと。例えばバドミントンの一般開放事業、今非常に盛んでございまして、順番待ちができていような状況にあります。ですので、バドミントンの一般開放については、サブアリーナではなくてメインアリーナで事業を進めてもらう。空いたサブアリーナで何か別のことをやる。あるいは、あとはサブアリーナで球技をやっている一方で、多目的室でダンスとかエアロの一般開放を並行してやる。こういった使い方はすぐに思い浮かぶところで、その他にもいろいろな可能性が秘められておりますので、そこを検討して個人参加型の事業を充実させてくださいということをそこに書かせていただいております。

さらに、この間、ご議論いただきましたが、今の市民体育館では施設使用料以上の参加費を取っている一般開放事業ございません。ただ、和光市の体育館などでも10回1万円とか、そういういろいろな個人参加型の事業を展開しておりますので、そこで質のいいサービスを展開するのであれば、値段にこだわらずそれなりの料金を取る、そういった一般開放事業も検討してくださいということをそこに書かせていただきました。

それからあとは面貸し部分ですけれども、(5)新しい体育館の面貸しと書いてございますが、新しい体育館の面貸しについては、基本的には大会・イベント・一般開放事業、それが決まったところで最後に余ってれば面貸しと、そういう形でやっていただく。それから、それと最後の最後に、トレーニング室について触れてなかったので、トレーニング室は、ご議論いただいた中で、多目的室、あるいはラウンジ、こういった部分との兼ね合いの中で規模が若干変わってきますので、そこについては規模が決まった段階できちんと市民の声を反映した形の運営を考えてくださいと、そこに付言させていただいております。

以上でございます。

澤本委員長 事務局の説明は終わりました。皆様方のお考え、ご意見をお願いいたします。

委員 まず1点、前にもちょっと触れたんですが、現在6種目の一般開放を請け負う側の諸団体ですね、例えばミニテニス協会であるとか、バドミントン連盟であるとか。もしこれが大きい方について、面もふえるし、先ほどご説明があったように、分割をして種目をふやすことができるようになったときに、団体側でどの程度受け入れられるかというところにちょっと問題あると思うんですよ。前に言ったように、ネオテニス協会でも、毎週毎週月曜日の人をあてるというのは非常に大変、1年間大変な思いをしています。ですから、その辺のところを連盟とか協会に頼るだけなのか、もしくは施設というか、そちらの方でできるような予算組みをすとかというのがまず1つと。

それから、最後の新しいスタイルというのがありますけれども、期間で、例えば初心者教室10回とかというのがあったと思うんですが、実際にこれは教育委員会でもやっていますよね。その部分をもう教育委員会ではなくて、やっぱり事業として確立するというのも始めからうたっちゃって、逆にそういうことに乗ってくる協会や連盟を探すというところが非常に有効じゃないかなと思う。その2点でございます。

澤本委員長　今質問の1つなんですが、この指導員の要請についてなんですが、ちょっと体育館にお聞きしたいんですが、私の記憶では、最初は体育館独自の指導員がいたはずなんですが、それがだんだん流れの中で、例えば連盟に依頼をしているような形なんですが、たしか体育館の規則からいくと指導員がいたはずなんですが、それがダブっているんじゃないかと。できたところ、三十七、八年たちますけれども、空手の指導員も1回つくったことあるんです。ところが流派がもめまして、武道に関しては指導員を置かないと、ただしテニスとかバドミントンは体育館独自の指導員を設けますということで、謝礼を払いながらやっていたんです。それを私たちはオフリットされていましてから、その問題にはタッチしなかったんですが、最近の指導員には、本当にわずかな謝礼が出ているということは聞いています。私が聞いているときよりも金額的に大分下がっています。でもそれは、今、委員が言われたように、連盟側が依頼されていて、その連盟の中のやりくりが大変だという意見なんですが、根底はどうなっているのか。その今のやり方は、やり方がちゃんと決まりの中で決めて、連盟にそういうものを依頼しているのか、流れの中でそうってしまったのか。別に質す気はないんですけど、まずその辺からお聞きしたいんです。

事務局　過去の経緯について、私も今、即座に澤本委員長がおっしゃったような、そういう経緯があったかどうか定かではないのではっきり言えませんけれども、もしそういうことであれば、現状の体育館の中で、そういう方を雇うということは、まずこれから先不可能だと思っているんです。多分、そういうことも可能であれば、当然今もやっていたはずであって、それがなぜそうってしまったかというのは恐らくそういう方がいなかったのか、あるいは経費的な部分なのかわからないんですけど、現実には各連盟さんをお願いしているという経緯がございます。連盟さんの事情もいろいろありまして、本当に指導者が潤沢にたくさんいるというところもあれば、やっとなんかというところも確かにあるみたいなんです。

そういう中で、果たしてそれほどの指導員が確保できるかという問題も、確かにこれから個別にちょっと調べていく必要があるかと思うのですが、指導員の確保という問題が多分内包していると思います。

では今後どうしていくかという話になると、先ほど申し上げましたように、市の方で、体育館の方でそれのための指導員をつくるというのは、ちょっと難しいと私は考えております。ですので、連盟さんの方、もしくは事業者をお願いするという方向、そういったことも当然考えていくべきなのかなというふうに、今私の中ではそのように整理すべきなのかなという、今の段階ではそれしか言えません。

澤本委員長　そうすると、流れの中で現時点では、昔はどうあったであろうと、連盟に任せて

あるんだから、そのスタイルで今やってますと。連盟の人たちに私はいろいろ意見を聞くんですが、謝礼が大分私の最初聞いているときよりも50%以下に下がっているような状況なんですよね。そういったところの手当もしてもらわないと、恐らく指導員がいないところへ余計無理はきかないんじゃないかというような、今の段階で、そんなふうには感じているんですよ。

事務局 一般開放業務というのは、基本的には今、市民との協働という言葉も相当叫ばれている中で、私ども、指導員の方々個別には聞いておりませんが、恐らくそれなりの気持ちでもってやっていただいているというふうに理解しておりますので、お金の面も非常に大きいとは思いますが、私どもの方としては個々のスポーツ振興の方にも非常に寄与していただいていると。そういう解釈でもって、謝金が少ない多いという以前の問題として、協力していただいていると理解しております。

では、それをこれからふやしていくかという話になると、非常に状況的には難しいのかなというふうに考えておりますので、それが本当に今半額になってしまったというお話があったんですけども、それを元に戻すということはちょっと現実的には難しいと考えております。ですから、あくまでも同じスタッフというか、今と同様に協働してやっていく形で、今後も実施していくしかないのかなと考えております。

澤本委員長 それは頼む方はお金なしでやってくれよと言うんですけども、やっぱりこういうところでやる人たちも、お金ほしくてやっているんじゃないと思いますよ。

委員 私もネオテニス協会で一応指導員でやっているんですが、今の現状、今1時から5時までなんですが、1時といってももう1時にはお客様が来るんですね。だから大体私たちは12時半ぐらいに行って、終わるのが5時ぎりぎりまでいる人がいるから、なんだかねで5時半、片付けいろいろしたり、出てくるのが早くて15分から20分、家へ帰るともう6時。

委員 半日つぶれちゃう。

委員 そうなんです。それなんで、当初は手伝いにも行っていたんですけども、長いですし、今現状としては退職した人に頼らざるを得ないんですね。今、ネオテニス協会の方は、退職した人をお願いして、その人が出られないときにはどうかという感じで、今はネオテニス協会の方はやっています。

ミニテニス協会の方は、毎回大体同じような方が来ていますが、顔は出せるときには出すという感じでやっていますが。お金の面ではもらおうという気もないんですが、協会としても忙しい時間、丸半日以上やっているんでということで、一律に出してはいただいているんですが。

委員 協会の方に。

委員 事業委託だから。

委員 そうです。委託料。

澤本委員長 じゃあさっきの話は個人指導じゃなくて、完全に今の話でいくと、連盟や協会に事業委託をさせて、そのお金を指導員に分配しているというような、そういう形なんですか。

委員 それは連盟、協会やり方がばらばらですから。

澤本委員長 委託料が少ないと、はっきり言った方がいい。正式な場所で、やりにくいと言う

んですよ。派遣するときにも、確かに市への協働だから、それは1回や2回の単発の事業とは違って定期的にやるんだから、これはちょっと考えないと指導員がどんどん減っていっちゃうんじゃないかなど。

委員 だから、これを受けるところが、この先、先ほど言ったように、場がどんどんふえていて、もっと充実させようとして、種目をふやしても受けるところが出てくるか。実際やってみて、半年やったらやめたとなってしまうんでは、元も子もないですから。

澤本委員長 だから、お金でやってくれとか、お金がほしいからじゃなくて、事務局は高い理想のところではありますけれども、手伝ってくれと言われたら、どうしますか。出られないと思いますよ、皆さん忙しい中を。

委員 でも、ネオテニスは最初体育指導委員がやってたから、体育指導委員はそのままずっとやっていたんですよ。

澤本委員長 体育指導員は逆にそれなりの報酬が出ているので、その話とこの話は違うんで。

委員 でも、それからの流れで時間がそういうふうになって、ネオテニス協会の方ができたから、そのままということでやっています。

澤本委員長 そういうときは本音で話してもらって、足りなきゃ足りないと言っておいて、出しはしないんだろうけれど、なるべく言っていけばいつか出すかもしれないから。

委員 金額よりも人の手配が大変ですよ。

委員 僕もバドミントン連盟の指導員なんで、いつも金曜日に本体、あとは水曜日に甲の原体育館と、時折あるんですけど。バドミントン連盟は今12名ぐらいの登録があるんですよ。結構取り合いです、入りたい方、思ったより多いです。

澤本委員長 指導員になりたい人がですか。

委員 そうです。指導員になりたいというか、指導をしに行くのに2名なんですよ。3人行っても4人行ってもというわけではなくて、2名確保しているんですよ。毎回毎回金曜日の何時から何時、僕だと6時から9時半までなんですけど。この表で言うと、9時から9時半の延長というのは、これは実際は埋まっていると思うんですよ。一般開放って。延長時間というのは存在しないんで、9時20分ぐらいに掃除が始まるという感じなので、実際は埋まっていると思うんですけども。6時に行って9時半までの契約で、連盟に依頼されて、その連盟の指導員が2名必ず行くんですけど、僕も1カ月2回ぐらい入りたいなと思っても1回しか入れないぐらい。その12人の指導員がうまく回っている。

澤本委員長 じゃあ委託される団体によってまちまちだということですね。

委員 これは学生がテストになるともう信じられないぐらいすいたりするんですよ、物すごい。例えば試合が近いとか、そうなったときに、特に多いのがこの市民体育館で試合があるとか、甲の原体育館が試合であるというときは、地の利でみんな1回見に来るわけですよ、その何週間かというのは恐ろしいほど混んだりとか。そういうのもすごい混雑の日があったり、だから学生がとにかく多いです。

澤本委員長 とにかく、ネオテニスのお家の事情と、バドミントンはちょっとお家が事情が違

うというのは出てきましたね。

委員 時間帯もあるんでしょうね。

委員 午後1時から6時までの状況はわからないんですけど、家庭婦人の方たちが回しているんですよね。そちらは。でも6時から仕事が終わった人たちが入ってこれるので。

澤本委員長 ただ家庭婦人の方も、家庭婦人の連盟の方が来ているかもしれないし、一般市民と言いながら、連盟の人が練習する場合もあるので、それはじゃああなた本当のフリーでこの団体にも所属していない状態でバドミントン来たのと言ったら、多分そういう人じゃなくて、どこかのクラブに入っている人が一般開放の中でやっているという、私は見ていますけれども。

委員 八王子連盟の中にいろいろなクラブがあるんですよね。連盟の中に入っている。そこから1名とか2名とか、それが指導員になっています。そういう実情があると思います。

澤本委員長 ですから、バドミントンは広く市民にかなり普及しているから、こういう現象なんで、ネオテニスなんかの場合は、そういう状況じゃないんじゃないかと思うんですよね。

委員 ミニテニスの参加者だって、協会に加盟している団体の人だけですよ。

事務局 申しわけございません。ここにはっきりお示ししてなかった。実はその問題、バスケットボールも聞いております、バスケットボールも指導者の方を確保するのが大変だと。ただ、そういったこともお含みの中で、このミニテニス、ネオテニスについては、特にこの時間で切れている部分大きいという部分もあると思うんですね。ですから、新しい体育館にそのまま押し越しをするというのではなくて、そういう開放のあり方も含めた中で、ただ種目だけは確保してください、そういうつもりだったので、本当にちょっと混乱を招いてしまいまして、申しわけないのですが、今はいろいろな当初からの事情等もあって、ミニテニス、ネオテニスはここに入っている。ただ、新しい体育館に移っても本当にこの曜日のこの時間でやらなきゃいけないのかという、そこはちゃんと検討しなきゃいけない。バドミントン連盟にしても今いい形で回っているんで、それでまた場所をサブアリーナじゃなくてメインアリーナでどうですかという、それはもう必ずその連盟の方々に打診をした中で、意向を調査して、それで曜日とか時間とか、そういったものは決めていかなきゃならないであろうと考えておりますので、その表現についてはここに追記させていただきたいと思います。

この12ページの のところに記載がございますけれども、新しい体育館でいろいろな市の委託事業を含めまして実施する場合は、今現行のやり方を踏襲する部分と、やっぱり発想を転換して、大胆な手法等をやっぱり取り入れていきませんか、この大きな施設を管理運営するという意味では、全くの効率性というのは発揮できませんので、その辺は答申書をどういうふうにつくるかということはあるんですけども、相当文言的には精査をしてやりませんか、今の延長の体育館の管理運営ということでは、市民が許さないのではないかなと、こんなふう考えております。

澤本委員長 ということで、2つ質問がありましたね。2つ目のはそれで2つ目の答えでよろしいですか。

委員 質問というよりも要望というか、いろいろやりましょうと。

委員　私も意見で何か、質問じゃないんですけれども、体育館が新しくできて、フロアがふえるわけですね。アリーナがふえてくる。確かにいろいろな競技団体が競技をするというところがふえて、とても助かるんだけど、とても大事なこと。これうっかりすると一般開放でというレベルになっちゃうんだけど、実は一般市民に、皆スポーツというか、すべての市民が何か一つスポーツに親しむという、非常に私は基本的に大事なことだと思うんですよ。そういう意味で、うっかりすると既得権といたらいいのかな、1つ種目やるとそればかりずっとやるんですよ。ほかは入れないという、会場がないよとかいうふうじゃなくて、やっぱりいろいろなスポーツがあるわけだから、いろいろなスポーツを入れ込めるような仕組みをやったりつくっていくべきだと思うんですよ。もしたくさんあり過ぎて入れなかったら、こじはこれとこれとこれというふうに、あとは自主的にグループをつくってやりなさいというべきだというふうには私は思うんです。自分たちでクラブをつくってやっていくというふうにして、いろいろなクラブができて、何かのスポーツやっているよという、そういう生涯スポーツ社会というのをつくっていく必要があると思うんですよ。

そういう意味では、確かにお金がないから大変だという話もあるけれども、金がなくても私はできるという気がするんですよ。スポーツを普及するということになれば、お金ではなくてそういう場をぜひほしいと思いますので、新しい体育館ができて、サブアリーナがあいているよとか、あるいはレクホールがあいているよというところを使って、もっといろいろなスポーツを多様に市民に開放していく必要があると思ってますので、きょうは具体的になんていう種目ということではないんですけれども、もし出せと言えればいろんな種目は出せますので、もうちょっと広げたいというふうに思っていますので、ぜひそれは考えてほしい。

澤本委員長　今の意見ですと、固定した種目や競技でなくて、ローテーションするなりというような話ですが、これも民間で経営した場合と、直営の場合が少し変わってくるので、ここに今言ったような考え方はそういう考え方反映できても、具体的に競技名とか、そういうのは出せないし、どちらにしてもスポーツの掘り起こしというか、そういうことを言っているわけですね。それにはそういう場所と競技の変更が必要だと、こういう意見ですね。

これも最初から言っているんですが、民間でやるのか直営なのかわからないでやっているから、なかなか決めにくいところがあるんで、余り固定化せずに決めるしかないんじゃないかと思いますね。多分、こういうところを上手に民間の業者がやれば違った種目を持ってきて、もっとローテーションのいいやつやるかもしれないし。

委員　5日間で全部1年間ずっと同じ時間帯の同じものでないところもたくさんありますから。

澤本委員長　他に何かありますか。

委員　一番最初のときのあの「みる」「みせる」、そこで大分突っ込みが入ってて気になったんですけど。ただ、今の話を聞いていると、見せることもできる体育館という文言でさっきのよかったと思うんですね。そうすると、例えば多く見積もって20万人の「する」スポーツに特化している市民がいるとして、では残りの36万人のことはどこかで考えているのかという、そこを何とか36万人のためにというと言い過ぎですけども、やっぱりそれが新しい体育館

が機能していかなければいけない部分なので、今、委員がおっしゃったような新体育館の利用については、新しい仕組みを考えていくということがやっぱり根底にないといけないというふうに思いました。

澤本委員長 他に何かあれば。

委員 こういう貸し出しのことですから、やっぱり一番実務の担当者の方がやりやすい方法が一番いいのかなと思って拝聴しておりました。

一つ、言葉にこだわるわけではありませんが、この8ページの表に、特性を生かした使用方法というのがあるんですが、この言葉は今まで初めてで、ほかの書類にはない言葉なんです、それでなくても役割、主たる使用方法とか、それでもいいんですが、どうしてここだけ新しい体育館、そのほかに特性を生かした使用方法、そうするとじゃあその体育館の特性は何かというのがまず前提になくはないと思うのですけれども。

事務局 申しわけございません。言葉が統一されてなくて申しわけないんですが、実は3ページのところに、新しい体育館の特徴という囲みを用意させていただいておまして、ここは特性じゃなくて特徴で統一しなくてはいけないんですが、ここに書いてあるとおりに、とにかく新しい体育館ならではのということをまず考えた中で、施設の振り分けをしていく必要があるであろうと、そういう意味合いでございます。

澤本委員長 3ページの新しい体育館の特徴というのを、特徴をそのままこちらへ、特徴を生かした使用方法と、こういうふうに流すと、こういうことなんです。

委員 新しい、広いということですね。わかりました。

澤本委員長 他に何かありますか。

委員 いろいろ細かいことあるし、要するに新しい体育館ができれば、この広い八王子の地域に住んでいる市民の人たちが新しい体育館に行ってやってみたい、いろいろ大会があったら見てみたいというようなものに進めていかないと、いくらできても、運営があっても、やっぱりそこに集まってきてくれなきゃいけないんだから、どうやってそれをもっていくかということが、これ指導員の運営能力だとかそういうのもあるけれど、各団体の事情もあるんでしょうけれど、やっぱり行ってみたいという、やってみたいという体育館にするのが一番だと思っております。そこへもっていくのが大変かなと。

現実に今スポーツ少年団には15団体入っており、各種競技をおこなっていますけれども、指導員には競技によって級、段というのがあるでしょう。何かのときに、子どもの面倒を見るより自分の方を優先する指導員が多いんです。あるところまでいくと、その上をねらうと、もう子どものことはほっばいとして、自分だけはそちらの方へ行くから、子どもの面倒見てくれる人がいなくなって、その段が参加できないとか、先ほどの指導員が少ないというのも、子どもの方にだんだん影響が出てきて、そういう形になっていきますが、これからやっていくのはどうかなと思って。とにかく皆さんが、行きたい、やってみたいという、いい体育館をつくるのが大前提だと思います。

現実に今、スポーツ少年団も全国では昨年度に比べて1万8,000名、登録が減っていま

すから、それが結局何年かたったら、その体育館を使用する年代ですから、今のうちからなるべくスポーツを切らさないような、やめないようなことへもっていかないと、継続した運営ができないと思うんです。そこへうまくもって行ってもらいたいと思います。

あと、使用料とかそういうものは運営方法によって違ってくるんだから、民間がやればいいものを持ってくるかもしれないし、逆に直営だからまずい、だめだということもないでしょうし。

澤本委員長　今、使用料の話出ましたけど、恐らく見直しをしないと、エアコンが入ったり、周りをいろいろやるわけですから、それから新しい体育館と現体育館の格差がどうなるのかとあるので、これはやっぱり審議していかないといけないと思っています。

それともう1つ、私の方から。前からいつも話しているんですが、例えば9ページの右の下の方にありますが、観客数が500を超えるものとか、観客数が700を超えて、具体的に数字が出ていますよね。細かい話ですけれども、不正使用というのがあって、市民でないのが来て見たり、人数が申請した人数より減っていたり、登録した人数と違うとかというの、これをチェックする機関というのがないといけないんじゃないかと思うんですよ。

度忘れしちゃったんですけど、近隣市のどこかが体育館使用について、予定人員を入れますよね。例えば第1競技場とか、そういったところが50人ですと、実際ふたあけてみると10人きりいないとか、そういうときはもう完全に不正使用なんで、予定とは書いてありますけれども、全然おかしいんじゃないかということで、そういうときにはもう次回は使用させませんよというような強い行政指導があるらしいんですよ。

この歯どめをある程度つけていかないと、不正をした場合に、チェックする機関があって、それに対する罰則じゃないけど、罰則というほどでもないんですけど、もう次は優先順位下げますよとか、使えませんがぐらいのことを言わないと、モラルというか、私が何十年前も前から言っているんですけど、体育館なんかも言うんですが、高いレベルの人から見ると、スポーツをやっているんだから、スポーツマンシップにのっとってそういうものをやるべきだとは言いますが、現実的には本当のスポーツマンじゃなくてにわかスポーツマンとか、いろいろなのがいますから、そういう人のモラルの低下とともに、そういうところも歯どめをつけていかないと、ちょっと後々収集つかないんじゃないかと思っていますけれど、この辺は事務局はどんなふうに。

事務局　人数の不正申告、ここについてはちょっとまた後ほどにしますが、市民じゃないのにというような言葉がございました。それについては日程調整会議をここで活かした、これが最大の予防策になるかなと考えています。というのは、行政側ではその団体、書類でしか審査できませんので、本当に市民団体なのかどうかわかりません。しかし、この日程調整会議を活かしたということ、これによって、日程調整会議の中で相当の予防効果を発揮できるものと考えております。それは日ごろの皆さん、恐らく顔を知っている方々が集まるだろうと。その中で行政からの指摘だといろいろ問題がありますが、皆様方の中で違うじゃないかと、皆様方であれば言える、ここの予防効果には期待しているところでございます。

それから、人数の過大申告、そういったことですけれども、ここに500とか700とか書かせていただいている、これは基本的には大会・イベントということですので、これだけの体育館を貸しきって使おうと思えば、不正申告をしたらなかなかそれだけの使用料を賄えないのかなとは考えます。

澤本委員長 大会・イベントだけではなく面貸しも含め、全体的に貸し出しのときに人数の不正申告の問題が出てくるわけです。貸し出しのときにある程度の人員を把握すると。現在の場合には予定人員なんですよ、予定人員だから、そのときは予定だったんだけど、いざとなったらみんなかぜひいちゃったら半分だよと言えればそれまでですけど、でも何度も何度も体育館の使用率の問題なんかも、たしかパーセンテージ出すのは予定人員でやっているはずなんです。稼働率九十何%というの、予定人員の数字で数字が出ているはずなんです。

私がたしか体育館の運営委員をやっているときも、現実的に何人動いているのか差は見にくいから、その辺はどうなんですかという質問もしたことあるんですが、それと絡めて時々視察というか、体育館の状況を見るとか、現場の職員がずっと見て、きょうは何人ぐらいですかというプレッシャーぐらいはかけてもらわないと、不正は出てくる可能性はあります。現に、よその市町村でもそういう制度になっているところがあるんで、ぜひその辺も考えていただきたいと思うんですが。

事務局 不正使用につきましては、これはもともと役所側からすれば、本来あってはならないということになるわけですね。ですからそれを想定しての、今罰則といいますか、そういう話もございましたが、明らかにそれが悪意に満ちたというようなことがわかれば、一定の対策は取らなきゃいけないというふうに思います。

それと、今のご質問にはございませんけれども、例えば施設を使うにも、さっき50人とかという話がありましたけれども、50人が使う場合と5、6人で使う場合、今、会長の方から以前その辺の利用に差異をつけてもいいんじゃないかというようなお話がございました。これについては、私どももご指摘の点についてはいろいろ検討はしているんですけども、現実には少数の人をなかなか排除するということではできませんので、新しい体育館、それから既存の体育館、その使い勝手が何らかの方法によってうまく調整ができれば、そういうことは、今現場としては検討していかなきゃならないのではないかなと、こんなふうに考えています。

澤本委員長 今、事務局が言われた、ちょっと話が前の話になっていますけれど、50人が使う場合と、5人が使う場合は料金が少し変わった方がいいんじゃないかな。要するに50人の方が当然多く払うと。少数の練習の場所を排除するというようなことは、大きな団体は考えてはいないんです。共存することを考えているので、今のやり方ですと当然交通ルールと同じで、弱者の味方という形になってまして、そういう人の意見を十分に尊重できるようになってますけれど、公平、不公平というのは大きな方から見ると逆に不公平ではないかというようなことで、ちょうど中立を取るようなまい手があったら、例えば隔週、1週間おきだとか、時間で区切るとか、場所の貸し出しについて、個人的に来る人も使えるけど、ある日によっては団体が使えますよというようなことをした方が、両方にちょうど50%、50%で我慢ができる

んじゃないかなんていうふうに思いますけど。

公共の施設を私物化しているわけではないんでしょうけど、自分のうちのリビングと間違えているような人もたくさんいるんですよ。それは個人の権利だと言ったら個人の権利だけど、皆さんの税金を使って作った広い場所で、一組だけでダンスしていたり、それはちょっと公平かと思うんですよね。その人たちの権利はあるけれど、そこがうまく行き場所を考えていかないといけないんじゃないかと。

それから私は前に言ったんですけど、はっきり言って私の会はかなり人数いますよ。でも、市長に言いました。私の会員が空から振ってきたんじゃないんです。最初は2人で始めたんです。42年かけて努力をしてここまで来たんです。努力をするプロセスの中で、当然場所も借りられなかったし、借りられるところもあって、努力して這い上がってくるんです。こういう社会なんで、そういう今時代じゃなくて、弱いスポーツマンを育てる時代になっちゃったから、そういうような形にはなるとは思いますけれども、基本的には資本主義というのはそういうものだと思っていますし、一生懸命努力した者が上がってくると。努力しないでいつも保護してもらっている人がいつまでもぬくぬくしているのはいけないんじゃないかと。私は最初からそう言っています。空から何百人も会員が落ちてきたのではないということです。みんな苦勞をして場所がないときには公園でやったり、外ではだしでやったり、廊下でやったり、だんだんだんだん会員が多くなったらそれなりに場所を求めていくと、こういうのが私たちの考えなんですけど。わたしたちから見ると随分、少人数の団体に手厚いですねということだけなんです。だから大きい団体が最優先で小さい団体はその次だなんて、そんな考えじゃない、その人たちも2人でダンスした人がもう一組ふやして、3組ふやして、スポーツの振興をすればいいんであって、ただその人たちの場所もそこでいいのかと言っているだけの話なんです。

委員 数の不平等の問題は他にもたくさんあります。例えば市の広報を考えてみればわかる。例えば体協も大勢抱えている、レク協も2万5,000人の会員がいる。でも、広報に記事を出そうと思うと、10人のグループと同じなんです。2万5,000人でも。スペースくれるのと同じなんです。こんなの絶対、不公平でしょう、どう考えたって。市民の数から言ったらまるで違う。でも、現実には行政というのは同じに見ちゃう。ただ、今までは会場がなかったから余計目立ったんです。人数が少ないのが広いところ使っている。こんな不公平じゃないかと、だれが見てもそう思う。だけれども、会場がふえたからそこはかなり緩和されるだろうけれども、そこは人数である程度大きいのは大きなホール使いなさいと、10人やそこらだったら分館で、あるいは市民センターでいいじゃないかというルールは、やっぱりお互いに市民の側でも考えていかなくてはいけないと思うんです。

事務局 それについては、先ほど申し上げましたとおり、こちらでもいろいろ考えてはみたんです。ただ、どうしてもスポーツというのは一人が使う面積が違うんです、競技によって。例えばこの間市民体育館に行ったときに、1人で主競技場で新体操の練習をしている方がいらっしやいました。でも新体操の大会に出るのに新体操のリハーサルをしようと思えば、1人で主競技場を使わなきゃならないんです。それから、前日も言いましたけれども、ソフトテニス

やっぱり主競技場を無理やり2面取ってますが、2面で8人が限界なんですね。ですから、そういった意味で、こちらでも委員長が言われた内容についてはいろいろ話し合いしました。ただ、どうしてもなかなかうまくい解決策が見当たらない。というのは、先ほど申し上げましたとおり、一人当たりの面積が競技によって違うんです。本当にそこは非常に難しいところです。

事務局 競技によってということもありますので、ダンスなんかにつきましては、今回新体育館の検討に入ってますけれども、小分けをして使えるようなことも考えておりますので、競技によっては一部そういうところはクリアできるというふうに考えています。

澤本委員長 では、今よく話はわかりました。当然、面積のいるところは人数少なくなっちゃうし、だとすれば、現市民体育館には、第2、第3、第4競技場という、各部屋がありますよね。そういうところは競技が違うわけですから、競技分けをしてもらって、人数が少ないから貸さないなんていうわけにはいかないの、必要とあるから広いところを使うのと、ある一定の部屋の中である一定の場所があればできるような、例えば全体的には武道をいいますけれども、武道の中でもなぎなたとか、道具を振り回すところはちょっと違ってきますけれども、人間同士がぶつかり合うような競技はある程度人数が集まってもできるわけですよ。競争率が高い中で、予約した団体が、きょうはやってなかったり、きょうは3、4人でやっているという武道もあるんです。その人たちは今言った私の論理に即してないと思っています。

今、事務局側が言ったのは確かに言われるとおりで、大きな面積を使うようなものは人数で切っていくというのは難しいかもしれないけど、競技によってそういう制度はできると思うんです。特に改修後の現市民体育館は第1、第2、第3、第4、第5というふうに、競技場を区切ってこれから貸すわけですから、その辺の使用については人数制限の制度が適用できるのではないですか。アリーナの大きなところについては今言ったような場所を要する競技の場合には人数制限の制度が適さないケースもあり得ますよね。いかがですか。

事務局 事務局の考え方、また委員長の考え方、それぞれ接点があるはずですので、その辺につきましては、今後の使用の方法を決定するときに十分検討してまいりたいというふうに思います。

澤本委員長 ぜひ検討してください。よく私も理解できましたので、競技によっては少ない人数でも大きな場所を使わざるを得ない競技があるということがわかりました。ただ、畳で言えば50畳ぐらいのところ5人や6人でやる、それからセンターなんかでも3つに区分けした1つを少人数で使い、ほかの人たちがいたら取れなくて、五、六十人が指くわえて待っているなんていうのは、これはちょっとおかしいんじゃないかなというようなことが原点なんです。

きょうの議題について、ほかにご意見がありますでしょうか。

ほかになければ、以上で本委員会の審議に区切りがついたものと思います。今後、本委員会の審査結果について正副委員長において取りまとめてスポーツ振興審議会会長へ報告し、会長とともに答申案を作成していきたいと思いますが、以上のとおり進めることにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

澤本委員長　では、異議なしということで、そのように決めさせていただきます。

以上で、総合体育館整備基本方針・基本計画策定に関する小委員会を閉会させていただきますが、この場をお借りしまして、私から一言ごあいさつをさせていただきます。

私も標準語が上手に使えない八王子弁丸出しで、大変失礼な言い方で気持ちを悪くされた方もたくさんいるのではないかと思います。私はただ、本当に純粋に八王子スポーツの振興のためにということと、いい体育館ができてみんなに喜んでいただければいいかなということだけでやっていますので、そのところは誤解のないようにしていただき、この会議の席上であったことは水に流していただきたいと思います。

また、審議をなるべく早くして、なるべく早く体育館をつくっていただきたいという一念で、ご無理を申し上げまして、時間延長やら皆さんの忙しいところを無理やり日程を入れさせていただいて、本当に申しわけないと思っております。ただ、今言ったように情熱というか一念でやっておりますので、ご了承いただきまして、大変長い間ご協力いただきましてありがとうございます。

では、続きまして副委員長からごあいさつをお願いします。

丸山副委員長　あいさつということは考えてなかったんですが、委員長を助けるという立場なんですけど、いつも足を引っ張っておりまして、大変ご迷惑をおかけしました。多分、小委員会もこれで終わりということではなくて、大事なことはまだ残っているんですね。要するに直営なのかどうかというのもまだ正式に発表されていませんし、それによってはかなり大きな使用規定みたいなものをきちんとつくって引き渡していかないと、市民が使いにくいということになっちゃうと何もなりません。せっかくいい体育館ができるのに、みんなで多くの市民が喜んで使えるような体育館にしたいというふうに思いますので、たとえば何々株式会社が運営に当たっても、一定の条件みたいなものをつくっていく必要があると思っています。料金設定もわかりですけども、そういうことで、多分また小委員会が開かれるんじゃないかと思えますけれども、一応のまとめができたということでございますので、皆さんに感謝をして、お礼を申し上げてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

澤本委員長　長い期間ありがとうございました。

次はスポーツ振興審議会における答申の取りまとめとなります。本日はこの小委員会をこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

【午後8時50分閉会】